

東京都障害者雇用優良企業登録事業実施要綱

	20産労雇就第338号	平成20年12月17日
改正	22産労雇就第248号	平成22年8月26日
改正	24産労雇就第994号	平成25年4月1日
改正	26産労雇就第961号	平成27年4月1日
改正	28産労雇就第1141号	平成29年4月1日

(通則)

第1条 この要綱は、東京都障害者雇用優良企業登録事業の実施に必要な事項を定める。

(目的)

第2条 障害者を率先して雇用しており、その能力の活用及び職場定着に積極的な民間企業等を東京都（以下「都」という。）が障害者雇用優良企業として登録し、その取組を広くホームページ等で紹介することにより、障害者雇用の一層の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号によるものとする。

- (1) 常用雇用労働者とは、雇用期間の定めがなく雇用されている労働者及び一定の雇用期間を定めて雇用される労働者であって、雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者をいう。
- (2) 短時間労働者とは、常用雇用労働者のうち1週間の所定労働時間が、当該事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く、かつ、20時間以上30時間未満である労働者をいう。
- (3) 常用雇用障害者とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用雇用労働者をいう。
- (4) 短時間労働障害者とは、常用雇用障害者のうち短時間労働者をいう。
- (5) 障害者雇用率とは、常用雇用労働者の総数に対する常用雇用障害者の総数の割合をいう。
- (6) 民間企業等とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第43条第7項により国への報告義務があり、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条により障害者の法定雇用率が2.0%と定められている法人及び個人等、並びに常用雇用労働者数が50人未満の法人及び個人等をいう。
- (7) 親会社とは、法第44条第1項に定める親事業主をいう。
- (8) 特例子会社とは、法第44条第1項に定める子会社であって、同項の規定により、法第43条第1項及び第7項の規定について、当該子会社が雇用する労働者を親会社のみが雇用する労働者、当該子会社の事業所を親会社の事業所とみなされる株式会社をいう。

(9) グループ適用会社とは、親会社の特定の子会社（以下「関係会社」という。）であって、法第45条第1項の規定により、法第43条第1項及び第7項の規定について、当該関係会社が雇用する労働者を親会社のみが雇用する労働者、当該関係会社の事業所を親会社の事業所とみなされる株式会社をいう。

(10) 暴力団員等とは、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。

(11) 暴力団とは、条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。

（公募等）

第4条 東京都知事（以下「知事」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしている障害者雇用に積極的な民間企業等を「東京都障害者雇用優良企業」として公募する。

(1) 都内に本社又は事業所を設置していること。

(2) 障害者雇用率が2.3%以上であること。

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく就労継続支援A型事業所利用者は、本事業の障害者雇用率の算定に含めないこと。

(3) 常用雇用労働者数が300人未満であること。

(4) 特例子会社ではないこと。

(5) 都が実施する普及啓発事業に協力すること。

(6) 労働関係法規を遵守し、その他の法令上または社会通念上、認証するにふさわしくないと判断される状況にないこと。

(7) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。

(8) 暴力団員等、暴力団及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいないこと。

（登録の申請）

第5条 前条に掲げる要件をすべて満たし、その登録を受けようとする民間企業等は、「東京都障害者雇用優良企業」登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

(1) 会社概要

(2) 法第43条第7項により、直近に国へ報告した障害者雇用状況報告書の写し。ただし、常用雇用労働者数が50人未満である民間企業等にあつては、常用雇用障害者の障害者手帳の写し

(3) 「東京都障害者雇用優良企業」必要事項申告書（様式第1号-2）

(4) その他、知事が必要とする書類

（登録の決定）

第6条 知事は、前条の申請があつた場合には、提出された登録申請書の内容を審査し、登録するときは東京都障害者雇用優良企業登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）により、登録しないときは登録申請の結果通知書（様式第3号）により、民間企業等に通知するものとする。

る。

- 2 知事は、前項の審査のため必要があると認めるときは、登録の申請を行った民間企業等の現地調査を行うことができる。
- 3 登録の有効期限は、登録日から起算して、3年を経過する日が属する年度の3月31日までとする。

(登録の更新)

第7条 東京都障害者雇用優良企業として登録された民間企業等(以下「登録企業」という。)は、登録の更新を希望する場合には、有効期限日の2か月前から10日前までの間に、「東京都障害者雇用優良企業」登録更新申請書(様式第4号。以下「更新申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。ただし、有効期限日の10日前が閉庁日の場合はその翌日までとする。

- (1) 法第43条第7項により、直近に国へ報告した障害者雇用状況報告書の写し。ただし、常用雇用労働者数が50人未満である民間企業等にあつては、常用雇用障害者の障害者手帳の写し
- (2) 「東京都障害者雇用優良企業」必要事項申告書(様式第4号-2)
- (3) その他、知事が必要とする書類

- 2 知事は、前項の申請があつた場合には、提出された更新申請書の内容を審査し、登録を更新するときは登録証(様式第2号-2)により、登録を更新しないときは登録更新申請の結果通知書(様式第3号-2)により、登録企業に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の審査のため必要があると認めるときは、登録更新の申請を行った民間企業等の現地調査を行うことができる。
- 4 登録企業が第1項に規定する期間内に更新の申請を行わなかつたときは、当該登録企業は、有効期限日経過後に、前条第1項により交付を受けた登録証(様式第2号又は様式第2号-2)を知事に対し返還しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 知事は、登録企業が次のいずれかに該当し、又は事業を廃止したときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 第4条各号の要件に該当しないことが明らかとなつたとき。
- (2) 登録企業から「東京都障害者雇用優良企業」登録取消申請書(様式第5号。以下「取消申請書」という。)により、登録取消しの申請があつたとき。
- (3) 法令又は本要綱に違反するなどの事実が明らかとなつたとき。
- (4) その他登録企業としてふさわしくないと知事が認めたとき。

- 2 登録企業は、前項第1号に該当したときは取消申請書(様式第5号)により知事に報告しなければならない。
- 3 知事は、第1項に基づき取消しを行った場合は、「東京都障害者雇用優良企業」登録取消通知書(様式第6号)により登録企業に通知する。
- 4 登録を取り消された民間企業等は、第6条第1項又は前条第2項により交付を受けた登録証

(様式第2号又は様式第2号-2)を知事に対し返還しなければならない。

(変更の届出)

第9条 登録企業は、次に掲げる事項について変更があったときは、「東京都障害者雇用優良企業」変更報告書(様式第7号)により、知事に報告しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 電話番号
- (4) 登録企業の代表者

2 知事は、前項の報告に基づいて、前項第1号又は第2号の事項につき登録内容の変更を行った場合には、登録証(様式第2号又は様式第2号-2)によって、登録企業に通知するものとする。

(シンボルマーク及び名称の公募等)

第10条 知事は、障害者雇用に積極的な民間企業等であることを表すシンボルマーク及び名称を公募する。

- 2 知事は、前項により公募したシンボルマーク及び名称の中から、優れた作品を選定するために選考委員会を設置する。
- 3 知事は、前項の規定により選定された作品の中から採用作品を決定する。

(シンボルマーク及び名称の使用)

第11条 知事は、登録企業が採用作品を障害者雇用促進のシンボルとして会社案内及び名刺等に使用することを認めるものとする。ただし、有償で頒布する製品等への使用は認めない。

(普及啓発)

第12条 知事は、登録企業の障害者雇用に関する取組をホームページや発行物等を通じて周知し、企業における障害者雇用についての普及啓発に努めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年8月26日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、平成23年5月31日までの間は、この要綱による改正前の様式第1号及び第4号による障害者雇用率の算定方法により要綱第5条の登録の申請を行うことができる。
- 3 この要綱の施行前に東京都障害者雇用優良企業に登録された企業については、登録の更新の際より本要綱を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日以前の登録企業は、この要綱の施行後、平成26年3月31日までの間は、この要綱による改正前の登録要件により引き続き登録する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月31日限り、廃止する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第6条第3項、第7条、第8条、第9条、第11条及び第12条については、この要綱は、平成32年3月31日まで、なおその効力を有する。
- 3 第7条に基づく登録の更新の有効期限は、平成32年3月31日までとする。